

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住所：_____

氏名：_____

誓 約 書

私は、「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」を熟読の上、以下の事項について、相違ないこと及び厳守することを誓約します。

1. 入居しようとする者全員について、市営住宅に係る未納の家賃若しくは駐車場使用料又は市営住宅若しくは共同施設に係る損害賠償金がなく、かつ、大阪市からの明渡請求（家賃滞納等を除く。）により市営住宅を明渡した日の翌日から起算して5年間を経過していない者はありません。
2. 大阪市営住宅の入居契約に際し、入居しようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、市が警察に対して照会することを同意いたします。もし、入居後に暴力団員であることが判明した場合、若しくは入居後に暴力団員となったことが判明した場合、又はその他契約内容に違反し大阪市及び第三者に損害を与えた場合は、市営住宅を直ちに退去いたします。
3. 使用承認を受けた後は、入居しようとする者全員が当該使用承認を受けた市営住宅に速やかに生活の本拠を移すとともに、住民票を当該市営住宅に異動いたします。
4. 住宅内、共同施設及び住宅敷地内での日常生活において大阪市営住宅条例を遵守し下記に定める行為を行いません。
 - (1) 犬、猫等動物（迷惑な鳴き声を発するもの、他人に危害や迷惑をかけやすいもの等）の飼育行為
 - (2) 楽器やカラオケの演奏、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ること等により、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こす行為
 - (3) 生ごみ等不衛生な物を放置する行為
 - (4) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為
 - (5) 他の入居者に対して行う恫喝、脅迫、暴力等の行為
 - (6) 建物等の損壊、焼損又は水漏れ等を引き起こす行為
 - (7) 共益費負担の不履行により、他の入居者に余分な負担を余儀なくさせるなど、共益費負担の秩序を乱す行為
 - (8) その他市営住宅内の共同生活の維持を阻害する行為
5. 市営住宅を返還する際は建物・設備等の自然的な劣化や通常の使用により生じる損耗等（畳・ふすま・クロス等の日焼けやキズ・汚損など）を含めて原状回復を行います（応能応益家賃制度等の対象とならない住宅に入居する場合は除く。）。原状回復が不完全な場合は、原状回復に要する費用が敷金から控除されることに同意いたします。

大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて

○入居資格について

市営住宅管理の適正化を図るため、申込者本人又は同居しようとする者が、市営住宅の未納の家賃等がある場合及び本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、入居決定をしないこととしております。

○暴力団員排除について

本市では、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、市営住宅入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人又は同居しようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ）である場合も、入居決定をしないこととしております。そのため、市営住宅の入居申込みをされる方には、住民票や課税証明書等申込資格を確認するための証明書に加え、申込者本人及び同居しようとする者が大阪市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員でないことの誓約書を提出していただいております。（暴力団員に該当するか否かについて警察に照会いたします。）

○不正使用について

市営住宅の不正使用を未然に防ぐ観点から、市営住宅の使用承認を受けた後は、申込者本人及び同居しようとする者が当該使用承認を受けた市営住宅に速やかに生活の本拠を移すとともに、住民票を当該市営住宅に異動することを誓約していただくこととしています。

○迷惑行為について

近年、市営住宅内において迷惑行為が頻発しているため、迷惑行為への対応措置を規定した「大阪市営住宅迷惑行為措置要綱」を制定し、市営住宅の適正な入居管理を図り、入居者の平穏な居住生活を守ることを住宅管理者としてサポートしていくこととしており、入居者の方には迷惑行為をしないことを誓約していただいております。

○退去時の原状回復について

退去時には、「大阪市営住宅返還実施要綱」に基づき、自ら設置した家財等の動産をすべて撤去のうえ、入居中の故意又は過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗又は毀損した部分を復旧する必要があります。また、いわゆる固定家賃ではない、応能応益家賃制度等の対象となる住宅（収入申告書もしくは家賃減額申請書の提出により収入に応じて毎年家賃が計算される住宅）については、建物・設備等の自然的な劣化や損耗等（畳・ふすま・クロスの日焼けなど）や通常の使用により生じる損耗等（畳の擦り切れなど）についても復旧する必要があります。

市営住宅の入居申込みをされる方には、上記の内容について誓約書を提出していただくこととしております。

誓約書については、趣旨をご理解いただき、住所・氏名を記載のうえ、ご提出ください。

大阪市営住宅入居申込に係る住所等届

申込者本人及び同居する者について、以下のとおり届出します。

		フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所		
本人			大・昭・平 .	男・女	(現住所) (〒 -)		
					(1月1日現在の住所) (〒 -) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ		
同居する者	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
	親子ペア住宅の親世帯	続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)
						<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)
続柄		大・昭・平 .	男・女	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)		
				<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)		

※ 同居する者の現住所及び1月1日(申込月が1月から5月の場合は前年1月1日、6月から12月の場合はその年の1月1日)の住所については、申込者本人と非同居の場合のみ記入してください。

※ 記入漏れ及び記入誤り等により、別途住民票の写し等の書類提出が必要となる場合があります。

きりとりせん

個人番号（マイナンバー）提供書

○利用目的

大阪市営住宅への入居の申込みに係る審査のための特定個人情報(住民票関係情報(※1)、地方税関係情報(※2))の確認に利用します。

※1 住民票関係情報の確認は、申込み受付日時時点で大阪市内に居住している(住民登録をしている)方に限ります。

※2 令和6年または令和7年1月1日時点で大阪市外に居住していた(住民登録をしていた)方の地方税関係情報については、当該市町村に照会(情報連携)します。
 なお、他市町村への照会(情報連携)を行う場合は、原則として、対象者の「マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)」に照会元自治体名(大阪市)が表示されます。

○本書をご提出いただく際に必要なもの 《記載の方全員分が必要です。》

※個人番号および身元確認のため、「①」又は「②+ 身元確認書類」のいずれかの提示が必要になります。

①個人番号カード
 (身元確認書類の添付は不要)



②個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等(※3)
 + 身元確認書類(運転免許証、パスポート又は住基カード等のうち1種類) (※4)

※運転免許証、パスポート又は住基カード等がない場合は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、公的機関が発行した氏名・生年月日または住所が記載されている書類等の中から2種類必要です(※3及び※4の詳細については裏面に記載)

◎郵送にて提出される場合・・・本書(原本)に次のコピーを添付のうえ送付してください。

【①をお持ちの方】 ①の表面及び裏面のコピー

【②のみをお持ちの方】 ②及び身元確認書類のコピー(氏名、現住所、生年月日を確認できるもの)

◎窓口にて提出される場合・・・「①」又は「②+ 身元確認書類」をご持参ください。

< 提供欄 > (大阪市長あて) 上記利用目的に同意のうえ、次のとおり個人番号を提供します。

令和 年 月 日

申し込まれた住宅			区名	住宅名	号館	部屋番号	事務処理欄 (本人確認)
			区	住宅	号館	号室	
本人 (個人番号関係事務実施者)	氏名		住所	(現住所) (〒 -)			<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等+ 運免 旅券 住基カ 身障手 籍障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			(1月1日現在の住所) (〒 -)			
続柄	氏名		住所	(現住所) (〒 -)			<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等+ 運免 旅券 住基カ 身障手 籍障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			(1月1日現在の住所) (〒 -)			
続柄	氏名		住所	(現住所) (〒 -)			<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等+ 運免 旅券 住基カ 身障手 籍障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			(1月1日現在の住所) (〒 -)			
続柄	氏名		住所	(現住所) (〒 -)			<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等+ 運免 旅券 住基カ 身障手 籍障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			(1月1日現在の住所) (〒 -)			
続柄	氏名		住所	(現住所) (〒 -)			<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等+ 運免 旅券 住基カ 身障手 籍障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			(1月1日現在の住所) (〒 -)			

(提供欄が不足する場合は裏面へ)

事務処理欄	受付	受付番号	備考	入力	確認	
		第 号				
		システム入力日				
	年 月 日					

< 提供欄 (表面の続き) >

続柄	氏名		住所	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	<input type="checkbox"/> 個番カード <input type="checkbox"/> 住民票等 + 運免 旅券 住基カ 身障手 精障手 療育手 在留カ 特永証 (その他)
	個人番号			<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
続柄	氏名		住所	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
	個人番号			<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	
続柄	氏名		住所	<input type="checkbox"/> 本人と同じ	(現住所) (〒 -)	
	個人番号			<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(1月1日現在の住所) (〒 -)	

(参考) 番号確認書類、身元 (実存) 確認書類について

本人確認	
番号確認	身元 (実存) 確認
個人番号カード (裏面) 【番号法(※5)16】	個人番号カード (表面) 【番号法(※5)16】
個人番号カードをお持ちでない方は以下の書類が必要です。	
個人番号が記載された 住民票の写し・住民票記載事項証明書 【番号法施行令(※6)12①】 又は 通知カード【デジタル手続法(※7)附則6②】 ※通知カードは、法改正により令和2年5月25日に廃止されましたが、経過措置により、 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り 、引き続き番号確認書類として使用可能です。	【顔写真付き身分証明書(次の書類のうち1つ)】 【番号法施行規則(※8)1一・二】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ○ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (i 氏名及び ii 生年月日又は住所が記載されているもの) 【上記の書類の提示が困難な場合は、次の書類のうち2つ以上】 【番号法施行規則(※8)2③】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書(注) ○ 官公署等から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (i 氏名及び ii 生年月日又は住所が記載されているもの)

(※5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

(※6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成26年政令第155号)

(※7) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第16号)

(※8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 (平成26年内閣府令・総務省令第3号)

(注) 令和2年10月からの健康保険法等一部を改正する法律の施行に伴い、個人情報保護の観点から、下記の書類のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所又は保険者番号及び被保険者番号の2箇所について、マスキング (黒塗り) のうえご提出ください。

【保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所を黒塗りしていただく書類】

国民健康保険、健康保険、船員保険、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証

【保険者番号及び被保険者番号の2箇所を黒塗りしていただく書類】

後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、国民年金手帳

提出先：大阪市（市営住宅入居資格審査用）

証明書

＝ 給与所得の方 ＝

在職証明書

フリガナ氏名

昭・平 年 月 日生

住所

上記の者は、令和 年 月 日付で採用し、現に
当方に在職すること及び右のとおり、給与を支払ったこと
を証明する。

令和 年 月 日

勤務先所在地

勤務先名

勤務先電話番号

代表者名

給与支払明細書

支払明細

支払年月	基本給(円)	手当(円)	賞与(円)	合計(円)
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
合計(円)				

※交通費は含まれません。

- 勤務先において証明書を作成してもらってください。
 - 前年1月2日以降に就職された方は、この証明書も必要です。
 - 申込日の前月までの支払明細をご記入ください。(ただし、12か月以内)
なお、採用月が月の途中等その月の収入が1か月に満たない時は、翌月から記入してください。
 - 転職された方は、この証明書とともに前勤務先の退職証明書(前勤務先の証明があるもの)も必要です。
- ※なお、記載内容の確認をさせていただく場合がありまので、勤務先の電話番号も必ず記入してください。

事業所得の収支明細書

名 称		営業内容			
所在地		(Tel -)		開業年月日 令和 年 月 日	
年・月	総 収 入 金 額	必 要 経 費		所 得 額	
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
・	円	円	円		
合 計	円	円	円		
所得税法上の控除 扶養親族	氏 名	続柄	番号	特別控除該当内容 1. 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族 2. 扶養親族(16歳以上23歳未満) 3. 障がい者 4. 特別障がい者 5. 寡婦 6. ひとり親 上記にあてはまる数字を左の控除欄右端の番号枠に記入してください。	上記の金額は税務署へ申告する金額と相違ないことを誓約いたします。 令和 年 月 日 事業主氏名 _____
		事業主本人			
		同一生計配偶者			

きりとりせん

退職証明書

氏 名 _____

勤務先名 _____

退職年月日 令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

電話番号

名称

代表者名

○退職した勤務先において証明書を作成してもらってください。

